

令和5年3月定例会 一般質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「香芝市が保有する土地について」

○上田井良二 こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど筒井議員からもちろっとお話がございましたけれども、今般香芝市で奈良県で2か所目、そして関西JRで初の安全に渡るための命綱を設置することとなりました。これ皆さんご存じでしょうか。これは、踏切の中の点字ブロックでございます。

昨年の4月に奈良県の大和郡山市におきまして、踏切の中で踏切の外におるというふうに勘違いをされた視覚障害者の方が列車にはねられ、亡くなられたという非常に悲惨な事故がございました。これを受けまして、公明党大和郡山市議と公明党県会議員が一緒になって斉藤国交大臣のほうに6月に要望書を提出し、何と踏切の点字ブロックに関するガイドラインが変更になりました。

1点目は、ここが踏切であると分かるように点字ブロックを設置すること、そして今まではなかった踏切の中にも点字ブロックを設置すること、当然踏切の中と外、違う点字ブロックを設置することが決まったわけでございます。それを受けて、奈良県で2か所目の点字ブロック設置がJR和歌山線の香芝駅の南側に設置をされ、この間は近鉄下田駅から大阪側の香芝郵便局の西側の踏切に2か所目の設置がされました。これは、公明党のネットワーク力ではないかなというふうにも思っているところでございます。

そこで、私も12月議会を終えまして、市民の方からいろんな声をいただきました。それらを基に今回質問をさせていただきたいと思えます。

モナミホールの跡地につきましてもそうなんですけれども、以前はあの跡地は砂利にするということで、非常にこれは私は反対をさせていただきまして、何とか市のほうでも仮の舗装をしていただいたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思えます。しかしながら、お正月等も含めまして、いろんな空き地について市民の方からどうなってんのと、何か進んでんのかなという話をたくさんいただきました。

そこで、今回1つ目のテーマで、香芝市が保有する土地について。

まず1点目、JR香芝駅の駅前の市所有地について、現在の状況についてまずお聞きしまし

て、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務部長 答えいたします。

現在JR香芝駅は、ご存じのとおりバリアフリー化工事が施工されておまして、当該工事の作業ヤードの代替地の駐車場として使用しております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

それを終えまして、工事に関する利用をしておるようですが、今後の土地活用の考え方は何かございますでしょうか。

○総務部長 答えします。

JR香芝駅構内のバリアフリー化工事が令和5年度末で完成予定と聞いてございます。JR香芝駅のバリアフリー化工事完成後の当該土地のポテンシャル、これの上昇を期待しつつ、全体の工事完成に合わせて定期借地権等による貸付事業を中心に改めて有効活用について検討したいと考えてございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、これまでしばらく空き地のようにしたけれども、今回工事に利用しているということなんですけれども、どんなこれまで活用の検討をなさってきたんでしょうか。

○総務部長 答えします。

当該土地につきましては、平成29年度に貸付条件を自動車駐車場として事業者の募集を行いました。不調になった経緯がございます。その後、平成30年度にはサウンディング型市場調査を実施しております。ご参加いただいた1社からは、福祉関係事業の計画提案を受けたところあります。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

それでは、今後、先ほども終わってからという話がございましたけれども、福祉関係の利用なんかを予定されてるんでしょうか、それでいいんでしょうか。

○総務部長 答えします。

あくまでもサウンディング調査の結果では、そのような提案を受けたということでご理解いただきたいと思います。今後の土地利用の検討に当たりましては、このサウンディング調査の結果も十分に参考にした中で、できるだけ幅の広い用途等を模索していきたい、このように考えています。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

先ほどもお話ししましたように、JRの駅前という非常に立地条件のいいところではないかなと思いますので、しっかりと検討をしていただいて、できるだけ早急に市民の方に何やろうかというてすごい期待もされてる部分もありますので、期待は裏切る、裏切らないというものもあるかも分かんないですけども、しっかりと検討していただいて有効利用していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の土地ですね。旧青少年センター、これも最近空き地になりましたけれども、この跡地利用について現況はどうお考えでしょうか。

○総務部長 お答えします。

青少年センターの跡地につきましては、単体で利用するよりもその東西の民有地等を含めた土地利用が効果的であるとの考えから、隣接者との協議の下、一体とした活用を現在模索しています。

○上田井良二 ありがとうございます。

お正月なんかでも隣が鹿嶋神社さんが所有されてるということで、初詣とかの何かガードマンさんも立っておられましたけども、そういう利用もされておりましたけれども、一帯利用で、どれぐらいの広さかは別にしまして、広く利用できると思うんですけども、何か予定とかは今のところあるんでしょうか。

○総務部長 お答えいたします。

こちらの土地につきましても、令和3年度にサウンディング型市場調査を実施しております。4社のご参加をいただきまして、物販店、ドラッグストアなどの提案を受けています。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

最近、近くにイオン系のができまして、非常に皆さん喜んでおられる部分もありますし、そういうのも、一般的なまた違った形の量販店等ができればまた喜んでいただけるんじゃないかなと思うんですけども、そういう話でしたら、商業施設への貸付け等、今後なっていくんでしょうか、そのあたりをお教えてください。

○総務部長 お答えします。

サウンディング調査におきましては、ただいま申しましたように商業施設の計画提案を受けていますので、これも十分に参考にいたしまして、隣接者との協議や公募要領等の作成等を行いまして、さきの案件同様、一時的には定期借地権等による貸付事業を進めてまいりたい、このように考えています。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

ここも、先ほどのJR香芝の近くと一緒に、交通の面も非常にいい場所で、うまく利用してもらって、地域発展ですね、私もこうお話を聞かせてもらって、ほかの周りにはようできるのに何で香芝にはあまりでけへんのかなというような声も聞いたりしますので、しっかりと空き地の利用をやっていただきたいなと思いますし、今回モナミの跡は仮舗装してもらいましたが、あそこ、ほかの土地はまだ土のままですよね。結構住宅とかがあまりないようなところなんでまだいいんでしょうけど、結構土のままですと、今年春一番吹いてないですけども、車がこう汚れたり、家が汚れるということも今後考えられますので、そのあたりも含めていろいろ検討していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では最後に、モナミホールの跡地についてなんですけども、ここの将来的な利活用について何か今のところ計画はいろいろ考えておるようなんですけども、あるんでしょうか、そのあたりを教えてください。

○企画部長 モナミホールの跡地でございますけれども、従来の文化ホールの機能だけではなく、公民館や図書館、博物館、文化施設機能など施設の複合化を含めまして、令和5年度以降に具体的な構想案の計画について検討する予定をいたしております。

また、令和5年度より文化に関することについて一体的な推進が図れるよう、行政組織や事務分掌を整備しているところでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

今きれいに駐車場になって、特に中央公民館の方とか、体育館で何か催物があるときとか、結構止められておるようなんですけども、これも近所の方からお話をいただきまして、非常に解体のときもすごい心配されておられました、地域の住民の方はね。音がするんではないかとか振動がするんではないかとか、いろんなほこり等も含めまして心配されておられましたけれども、しっかりと対策をしていただいて工事をされたということで、家屋調査も入っていただいたようで、私が訪問させていただいたところに関しましては非常に喜んでおられましたけれども、今回ご挨拶に行かせていただきますと、仮舗装だからなんですかね、ほこりがかぶってると、車にね。工事をやってるときはあったんですけども、それが終わって、柵といっても、壁といっても非常に普通なんで、それが仮舗装をしっかりとしたアスファルトにしたらなくなるんかっていうたら、それもどうなんかなという部分もあるんですけども、担当のほうから行っていただいておるようなんですけども、何もなしに、長引けば長引くほどしっかりとしたPRとお話をさせていただいて、対応を考えていただきたいなというふうにも思っているところでございます。

今後の土地利用については、まだまだちょっと時間がかかるのかなというふうにも思います

けれども、また構造の建物ができたら仮舗装がなくなるのか、しっかりとそれでほこりの状態がよくなるのかっていうのはまだまだ分からない部分なんですけれども、地域の方のご協力があってこそそのものだと思いますので、しっかりと今後とも対応していただくようお願いしたいと思います。

私なんかは簡単にお渡しすることはできないんで、車に合ったカバーを貸与するとか、いろんな方法があると思いますんで、ただちょっとまだ考えてるんで何もできないんですじゃなしに、しっかりとしたお答えをしていただくようお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

「新聞記事より」

○上田井良二 それでは、2点目へ行かせていただきます。

新聞記事よりということで、ある新聞を読みますと、こんなことがあるんやということでちょっとびっくりした部分もありまして、それを今回テーマとして取り上げさせていただきました。

1点目がヘルメットの着用努力義務についてでございます。

交通事故については、年々減少傾向にあるようでございますけれども、自転車事故の占める割合が増加していると聞いております。先月、2月にも横浜市において小学校5年生の女の子が自転車で歩道を走行中、何らかの原因で転倒、車道側に飛び出して、後ろから来た自動車にはねられたと、頭を強く打ち、死亡されたという痛ましい事故も起きております。このときヘルメットを着用していなかったと報道はされておりましたが、今の現状で申しますと、なかなかヘルメットをかぶって自転車に乗っておられるという方は少ないんじゃないかなというふうにも思っております。

そこで、今回子供さんに対しては努力義務が今までありましたけれども、今回4月から法改正になりまして、大人も含めた自転車乗車時のヘルメットの着用努力義務についてお伺いしたいと思います。自転車に際し、ヘルメット着用することにより、どの程度の安全性が高まるのかも含めまして、この内容についてお聞かせください。

○危機管理監兼生活安全部長 まず、今回の法改正でございますけれども、今上田井議員のほうから申されたとおり、現行は13歳未満の児童、幼児が乗る場合には着用義務の責任が保護者に課せられている、努力義務となっております。それが今般の改正道路法によって、令和5年4月1日以降、自転車を運転する人及び同乗する子供、自転車に乗ってる方全てに対してヘルメットをかぶるように努めなければならないといった形の努力義務化されたことが今回の法

改正のその点でございます。

また、ヘルメットを着用することによる安全性が高まるのかの件でございますけど、古い数字ですけれども、令和3年度、全国統計で自転車事故による死亡者が361名、そのうちヘルメットを着用していない者が336名、9割を占めております。損傷部位では、頭部損傷が336人のうちの210名で60%となっていることから、頭を守る、ヘルメットをかぶるということは、死亡リスクを抑える第一の対抗策であると考えられます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

今数を聞きますと、結局はヘルメットをかぶっておっても亡くなられている方がおられるということですね。私も議員活動をやってるときだけですけども、自転車の保険に入らせていただいて、ヘルメットをかぶって自転車に乗ったこともございますけど、小っ恥ずかしいという部分もあります。しかしながら、転倒しますと頭から倒れていくという部分があるんで、この努力義務を受けて、今後この法改正によって香芝市はどのように今後取り組んでいくんでしょうか、そのあたり教えていただけませんか。

○危機管理監兼生活安全部長 まず、今般の法改正の施行がこの4月1日、新年度からとなっておりますので、まず広報かしば3月号におきましてお知らせするとともに、市のホームページにおいては着用の努力義務についての記事を掲載する予定でございます。

また併せて、従来からやっておりますけれども、幼稚園、こども園、保育所の保護者の方や小・中学校の児童・生徒を対象に交通安全教室を行ってたところでございますけれども、その交通安全教室につきましても、今後については高齢者なども対象に入れた展開、啓発活動を進めていく予定でございます。これは、香芝警察署さんに尽力いただいているところでございますけれども、そういった展開をしてまいろうかと考えております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回こういうふうに変わって、努力義務でなかなか着用されるかというて、そうでないかも分かんないんですけども、以前もお話しさせてもらいましたけども、子供さんが自転車で坂道を下って行って、ご老人に当たられてご老人が亡くなられたと。保険に入ってなかったんで、1億円相当の賠償をなされたということもありました。ですから、今回も含めて自転車に乗るときの保険ですね。入るようにも、また同じようにPRしていただけたらどうかなと思いますので、併せてまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、マイナンバーカードによる転出届について。

これも新聞記事で見まして、えっと思ひたのでちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

転出届、マイナでできるということで記事が掲載されておりました。転入転出の手続が、こうお話を聞きますと、今年2月6日から全国的にオンラインでできるようになっているということを知って、びっくりしてるんですけども、どのような仕組みなのか、そのあたりまず教えていただけますか。

○市民環境部長 おっしゃるとおり2月6日からということで、電子証明書が有効なマイナンバーカードを使いまして、例えばスマートフォンとかパソコンからマイナポータルというサイトを利用して、窓口に来ることなく転出の手続であったり、転入予約ということが可能となるものでございます。なお、転入の手続については役所のほうに出向いていただく必要がございますので、ご注意くださいと思います。

以上です。

○上田井良二 どっちか言うたら、転出はこっちにおるから、転入を先にやりたいような気分もあるんですけど、そしたら2月からやっておられるんですけど、香芝の実績はどんなもんですか。教えていただけますか。

○市民環境部長 先ほどの先月6日から24日までのデータでございますけれども、転出で10件、転入の予約で11件となっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そしたら、11件なんですけど、利用されてる年齢層なんかが分かるようでしたら教えていただけますか。

○市民環境部長 多うございますのが、単身で移動されてる若い方が多いという状況でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

市民課で転入・転出の手続を入力すれば、ほかの関係各課には連絡は行くんでしょうか。行くのであればどのように行くんでしょうか、そのあたりを教えていただけますか。

○市民環境部長 市民課のほうで手続いたしましたら、基幹系のシステムがございまして、そちらのほうのシステムで情報が確認できるようになってございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

これから、春、転出は3月が多いと思います。しっかりと、手続が多くなると思うんですけども、市民の広報、それに関してはどうされる予定か、何かありましたら教えていただけますか。

○市民環境部長 周知のほうですけども、ホームページには既に掲載してございます。それ

から、広報紙につきましては、この3月のお知らせ版にて広報を周知させていただく予定となっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

手続が便利になって、10件だけでまだまだ知っておられないと。僕も見てびっくりしたところなんですけど、こんなんできてるんやということなんですけれども、ここに新聞記事があるんですけども、いつも国はこんな感じで言うてくのかなと思うんですけども、大臣からは市区町村によって総合窓口で署名すれば手続は終わると。あとは、市区町村がどこまでやる気があるかに左右されるという記事が載っておりました。国がつくった後は市町村の働き具合やというような話もいつも聞くことなんですけども、ちゃんと聞きましたら、1つこちら市民課へ入ってきたら、各情報は基幹のあれですかね、ですけども広がっていくと。うちの河杉議員がいつも言うておりますワンストップサービス、これについて今これを基に、先ほどもお話がありましたように、どんどん進めていっていただきたいなど。それが市民の皆様へのサービスになるんじゃないかなというふうに思いますので、それらも併せてお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問です。

これも市民課さんに関することなんですけども、何でという思いもありました、これも。これは、戸籍法改正によって戸籍に読み仮名記載をするということが書かれておりました。戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月24日に成立して、マイナンバー制度を利用して戸籍届出時において、戸籍謄本等の添付が省略できるとのことですが、令和5年度から開始されるのか、そのあたりの現況を教えてください。

○市民環境部長 そちらにつきましては、これは全国的な話になるんですけども、令和2年度よりちょうどシステム改修をこれまで行ってきているところでございます。令和4年度に完了して、令和5年度につきましては試行するというところで、試行期間を経まして本格運用に入る予定だと、そういうふうに伺ってございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

戸籍届出時に戸籍謄本等の添付が省略できる以外に、何か変更、市民にとってのメリットは何かあるのでしょうか、そのあたり分かるようでしたら教えてください。

○市民環境部長 従来ですと、戸籍の証明書等につきましては、本籍地の市区町村でしか発行できなかったというところでございます。逆に行くと、それができるようになりましたら、全国どこの市区町村の窓口でも発行できるようになるため、近い場所でも取得することができると、これが最大のメリットかなと感じてございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

全国どこの市町村でも発行が可能であると。どんどん進んでいって、非常に便利になると思うんですけども、それでしたら令和6年度においては戸籍に振り仮名をつけるというのも予定されておるようですけども、これは新聞記事によっては施行は2024年度、目的は行政事務のデジタル化、一番苦手な部分かなと思うんですけども、これを目的として動くようですけども、現在香芝市に本籍を置いている人数がどれぐらいおられるのでしょうか。

○市民環境部長 令和4年12月末現在の数字になってございますけれども、本籍数で約2万2,300件、人口でいきますと約ですが5万7,800人となっております。

○上田井良二 ありがとうございます。

5万7,800人、5万8,000人ですか。これ当然振り仮名やったら一人一人なってくるんですよ、所帯ではないんで。大変な作業になるかと思うんですけども、これはどのようにつけていくのでしょうか、そのあたりを教えていただけますか。

○市民環境部長 香芝市民で香芝市に本籍が置かれている方については、住民票に本市の場合は振り仮名がついてございます。その情報を取り込むということが推測をしておるんですけども、まだ国のほうから詳細な手順というんですか、通知のほうはまだ来てございませんので、今後国の動向を注視して適切に作業を行えるように体制を整えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

先ほども言いましたように、行政の事務のデジタル化、それも含めて個人データを検索しやすい、きらきらネームとか今ありますんで、そのあたりも含めて読み方が分からない部分もあるかと思っておりますけれども、それらを改正するために膨大な仕事量になるかと思っておりますけれども、これもしっかりとサービスは短時間でできることがいいんじゃないかなと。これを受けて、何回も言うんですけども、ワンストップ的なものをしっかりと行政に生かさせていただいて、市民サービスの向上につなげていただきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。